

国指定大鳥朝日鳥獸保護区
大鳥朝日特別保護地区
指定計画書（案）

平成16年 8月16日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

大鳥朝日特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大鳥朝日鳥獣保護区のうち、山形県西村山郡西川町所在国有林山形森林管理署 86 林班、87 林班はからり及びイからニまでの各小班の区域、同県東田川郡朝日村所在国有林庄内森林管理署 114 林班いからへ及びイからホまでの各小班の区域、大鳥池の区域並びに新潟県岩船郡朝日村所在国有林下越森林管理署村上支署 93 から 95 まで、101 及び 102 の各林班、113 林班イ₂からイ₄及びロ₁からロ₃までの各小班、116 林班イ₂小班、117 林班イ₂、イ₃及びロ₁からロ₃までの各小班、119 から 121 まで、212 及び 213 の各林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで (10 年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

大鳥朝日鳥獣保護区は、山形県及び新潟県にまたがる「朝日連峰」と呼ばれる山岳地帯に位置し、標高 300m から 1,800m の標高差を有し、ブナを主とする森林地帯からハイマツ低木林等が広がる高山帯まで多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧 類のオオタカ及びハヤブサの生息が確認されている。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 哺乳類」(環境省編)に記載された準絶滅危惧のヤマメのほか、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、標高 500m から 1,200m 付近のブナを主とする森林地帯及び標高 1,200m から 1,800m 付近の稜線周辺部の風衝草原、雪田草原まではイヌワシの採餌の場又は休息の場として利用されている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・採餌又は休息時の鳥獣を驚かすような人の不要な行動、ごみの散乱等による鳥獣への生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関等と

連携協力して普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8,611 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 8,575 ha

農耕地 - ha

水面 36 ha

その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 8,575 ha

国有林 { 林野庁所管 8,575 ha
文部科学省所管 - ha

国有林以外の国有地 - ha

地方公共団体有地 - ha

私有地等 - ha

公有水面 36 ha

制限林 8,575 ha
普通林 - ha

保安林 8,329 ha
砂防指定地 - ha
その他 246 ha

都道府県有地 - ha
市町村有地等 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ha

自然環境保全地域特別地区 - ha

自然環境保全地域普通地区 - ha

自然公園法による地域（磐梯朝日国立公園） 8,611 ha

特別保護地区 3,142 ha

特別地域 5,469 ha

普通地域 - ha

文化財保護法による地域 - ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、山形県西川町、朝日村及び新潟県朝日村にまたがる「朝日連峰」

と呼ばれる山岳地帯に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高500mから1,800mの大朝日岳、以東岳を主峰とする山岳地帯に位置し、古生層の地殻の中に花崗岩を主体とするマグマの貫入があった後に隆起した地殻山地である。全般に偏東積雪という気象的影響を受け、尾根の東側面に連成する雪庇とその雪崩現象により、西緩東急の非対称地形を形成している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、冷温帯に属し、標高1,200m付近まではブナを主とした落葉広葉樹林が分布しているが、雪崩地形の東斜面は高木がほとんど生育できずタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の低木林となっている。

標高1,200mから1,400m付近のブナ帯上部は、亜高山帯と同じ高度帯であるが、いわゆる偽高山帯とよばれるミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマド等の落葉低木林を形成しており、標高1,600m以上の稜線周辺部は、偏東積雪という気象的影響による非対称地形を形成していることから、稜線の東側斜面には、好雪性としての雪田群落があり、稜線の頂部や西側斜面には、嫌雪的なハイマツ低木林のほか、風衝草原等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域は、区域の大半を占めるブナを主とする落葉広葉樹林を生息地として、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサ等37科101種の鳥類が確認されているほか、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ノウサギ等の哺乳類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域での被害は生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	26	本
特別保護地区用標柱	6	本
案内板	2	基

別表

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウノトリ	サギ	アオサギ	
カモ	カモ	○ オシドリ カルガモ	
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ <u>オオタカ</u> ハイタカ ノスリ サシバ <u>クマタカ</u> イヌワシ	NT NT VU、国内希少 NT
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u> チョウゲンボウ	EN、国内希少 国天、EN、国内希少 VU
キジ	キジ	○ ヤマドリ	
チドリ	チドリ	イカルチドリ	
	シギ	ヤマシギ	
ハト	ハト	キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ ○ カッコウ ツツドリ ○ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク コノハズク オオコノハズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	○ ヤマセミ ○ カワセミ	
	ブッポウソウ	ブッポウソウ アカショウビン	VU
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	○ アオゲラ ○ アカゲラ ○ コゲラ	
スズメ	ツバメ	ツバメ イワツバメ	
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ タヒバリ	
	サンショクイ	サンショウクイ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	モズ	
	カワガラス	○ カワガラス	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	イワヒバリ	イワヒバリ カヤクグリ	

ツグミ	○ コマドリ コルリ ルリビタキ ○ トラツグミ マミジロ ○ クロツグミ アカハラ シロハラ ○ ツグミ	
ウグイス	○ ヤブサメ ○ ウグイス ○ メボソムシクイ エゾムシクイ ○ キクイタダキ ○ センダイムシクイ	
ヒタキ	○ キビタキ ○ オオルリ ○ サメビタキ ○ コサメビタキ	
カササギヒタキ	サンコウチョウ	
エナガ	エナガ	
シジュウカラ	○ コガラ ○ ヒガラ ○ ヤマガラ ○ シジュウカラ	
コジュウカラ	○ コジュウカラ	
キバシリ	キバシリ	
メジロ	○ メジロ	
ホウジロ	ホオジロ カシラダカ ノジコ アオジ クロジ	NT
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ○ ハギマシコ ○ イスカ ○ ウソ イカル シメ	
ハタオリドリ	ニューナイスズメ スズメ	
カラス	○ カケス ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス キバシリ	
合計（種）	101	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	トガリネズミ	
	モグラ	ヒメヒミズ ヒミズ	
サル	オナガザル	○ホンドザル	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
	イタチ	ホンドテン イタチ オコジョ アナグマ	NT
	クマ	○ニホンツキノワグマ	
ウシ	ウシ	○ニホンカモシカ	国天
ネズミ	リス	○ニホンリス モモンガ ムササビ	
	ネズミ	トウホクヤチネズミ ハタネズミ アカネズミ ヒメネズミ	
	ヤマネ	ヤマネ	国天、NT
ウサギ	ウサギ	○ノウサギ	
合計（種）		21	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠る
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天：国指定天然記念物
 レットデータブック（平成14年環境省）
 CR：絶滅危惧ⅠA類、 EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、
 NT：準絶滅危惧種、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 3 ○印は、一般的にみられる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣
- 4 参考文献
 1) 最上川 山形県総合学術調査会
 2) 山形県自然環境現況調査報告書動物：脊椎動物偏